

江戸川区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六千円」を「三千円」に改める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区議会議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席したとき又は特別区の存する区域内へ出張したときの費用弁償の額を引き下げる必要があるので、本案を提出いたします。